

地方公共団体向け
道路脱炭素化推進計画
策定マニュアル（ひな型）

令和7年10月

国土交通省道路局

目次

1. 道路の脱炭素化の目標.....	3
1.1 「道路管理分野」の目標	3
1.1.1 「道路管理分野」全体の CO ₂ 排出量	3
1.1.2 「道路管理分野」全体の CO ₂ 削減目標	4
1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎の CO ₂ 削減目標	4
1.2 「道路整備分野」の目標	5
1.3 「道路利用分野」の目標	5
2. 目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項 ...	6
2.1 道路管理分野	6
2.1.1 道路関係車両の電動化	6
2.1.2 道路照明の LED 化	6
2.1.3 再生可能エネルギー活用	7
2.2 道路整備分野	8
2.2.1 ●●（取組名を記載）	8
2.3 道路利用分野	8
2.3.1 ●●（取組名を記載）	8
2.4 ロードマップ	9
3. その他計画の実施に関し必要な事項.....	10
3.1 脱炭素化施設等の設置	10
3.2 道路協力団体の協力	10

本マニュアルについて

道路脱炭素化基本方針の三．２（１）に基づき、地方公共団体の道路管理者向けに計画の策定を支援するために、国土交通省道路局が作成したものです。

道路脱炭素化推進計画を策定するにあたり基本的な内容を網羅したひな型となっていますので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画との整合を図りつつ、対象とする道路や地域の状況を踏まえて、道路脱炭素化推進計画作成の参考にしてください。

別冊の「地方公共団体向け道路脱炭素化推進計画策定マニュアル（解説）」と併せてご活用ください。

1. 道路の脱炭素化の目標

検討の基本的な考え方

「道路管理分野」では、分野全体および個別施策毎の CO₂ 削減率および削減量を設定することとし、「道路整備分野」、「道路利用分野」では、個別施策毎に CO₂ 削減量や整備指標（整備量、整備率等）などの目標を設定することとします。

1.1 「道路管理分野」の目標

1.1.1 「道路管理分野」全体の CO₂ 排出量

本計画における目標の基準年度となる 2013 年度の道路管理分野の CO₂ 排出量を示す。

表● 道路管理分野における CO₂ 排出量

区分	CO ₂ 排出量
	2013 年度（基準年度）
1. 道路関係車両からの CO ₂ 排出量	● 万 t
2. 道路照明の電力消費による CO ₂ 排出量	● 万 t
3. 道路設備・施設の電力消費による CO ₂ 排出量	● 万 t
計	● 万 t

検討のポイント

目標の基準年度の CO₂ 排出量を算定します。基準年度は 2013 年度を基本としますが、2013 年度の CO₂ 排出量の算定が難しい場合は、なるべく 2013 年度に近い年度で把握可能な時点の CO₂ 排出量を算定してください。

「道路関係車両からの CO₂ 排出量」、「道路照明の電力消費による CO₂ 排出量」、「道路設備・施設の電力消費による CO₂ 排出量」を算定の対象とします。

なお、「道路関係車両からの CO₂ 排出量」については道路関係車両の燃料消費量および電力消費量、「道路照明の電力消費による CO₂ 排出量」、「道路設備・施設の電力消費による CO₂ 排出量」については道路照明、道路設備・施設の電力消費量から算出しますが、道路管理のための燃料使用量・電力消費量を特定して算出することが困難である場合が想定されます。

その場合は、庁舎合計、他分野を含めた合算等の可能な単位での CO₂ 排出量の算出も可としますが、その際はその旨を記載してください。

マニュアル（解説）参照箇所

1-2（2） 基準年度の CO₂ 排出量の算定（p12～21）

1.1.2 「道路管理分野」全体の CO₂ 削減目標

本計画の「道路管理分野」全体における目標年度及び目標削減率は以下のとおり。

表● 道路管理分野における CO₂ 削減目標

	2030 年度	2040 年度
CO ₂ 目標削減率	●%	●%
CO ₂ 目標削減量	●万 t/年	●万 t/年

検討のポイント

道路管理分野全体の 2040 年度における CO₂ 削減目標を設定します。また、短期的な目標として、2030 年度についても設定することが望ましいです。

なお、地方公共団体実行計画ですでに削減目標を設定している場合には、本計画でも同じ考え方で設定するなど、整合をとるようにしてください。

マニュアル（解説）参照箇所

1-2（3） 目標とする CO₂ 削減率・削減量の設定・算定（p22）

1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎の CO₂ 削減目標

「道路管理分野」全体の CO₂ 削減目標達成に向けて、「道路関係車両の電動化」、「道路照明の LED 化」、「再生可能エネルギー活用」により、2013 年度比でそれぞれ 2040 年度までに以下の通り CO₂ 削減する。

表● 取組の実施による CO₂ 削減量

取組内容	各取組の整備指標			CO ₂ 削減量	
	2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2040 年度	2030 年度	2040 年度
1. 道路関係車両の電動化	●%	●%	●%	●万 t/年	●万 t/年
2. 道路照明の LED 化	●%	●%	●%	●万 t/年	●万 t/年
3. 再生可能エネルギー活用	●%	●%	●%	●万 t/年	●万 t/年
計				●万 t/年	●万 t/年

検討のポイント

「道路管理分野」における CO₂ 排出削減のための個別施策として、「道路関係車両の電動化」、「道路照明の LED 化」、「再生可能エネルギー活用」については必ず計画に位置づけることとします。

個別の取組に関する目標を設定する際は、各取組による削減量の合計が道路管理分野全体の目標削減量に達する様に設定してください。

マニュアル（解説）参照箇所

1-2（4） 個別施策による CO₂ 削減量の算定（p23～24）

2-2（1）【道路管理分野】（p31～35）

1.2 「道路整備分野」の目標

道路整備分野の CO₂ 削減策として、「●●」の取組を実施する。

2040 年の●●（取り組む施策の指標）を●%とし、CO₂ 排出量を●万 t/年削減することを目標とする。

表● 道路整備分野における施策の整備指標

取組内容	●●（取り組む施策の指標）		
●●	2013 年度（基準年度）	2030 年度	2040 年度
	●%	●%	●%

表● 道路整備分野における施策の CO₂ 削減量

取組内容	CO ₂ 削減量	
●●	2030 年度	2040 年度
	●万 t/年	●万 t/年

1.3 「道路利用分野」の目標

道路利用分野の CO₂ 削減策として、「●●」の取組を実施する。

2040 年の●●（取り組む施策の指標）を●%とし、CO₂ 排出量を●万 t/年削減することを目標とする。

表● 道路利用分野における施策の整備指標

取組内容	●●（取り組む施策の指標）		
●●	2013 年度（基準年度）	2030 年度	2040 年度
	●%	●%	●%

表● 道路利用分野における施策の CO₂ 削減量

取組内容	CO ₂ 目標削減量	
●●	2030 年度	2040 年度
	●万 t/年	●万 t/年

検討のポイント

対象とする道路や地域の状況を踏まえて、個別施策毎に、CO₂ 排出の削減量、もしくは整備指標（整備量、整備率等）などの目標を設定することとします。なお、個別施策毎の CO₂ 削減量が算出困難である場合は、整備指標のみ目標を設定することとします。

「道路脱炭素化推進計画策定マニュアル（解説）」において、個別施策の例、基本的な CO₂ 削減量の算定の考え方や、代表的な施策での CO₂ 削減量の算定方法を記述していますので、必要に応じて参照してください。

マニュアル（解説）参照箇所

1-3（1）CO₂ 削減目標の算定（p25）

1-3（2）個別施策による CO₂ 削減量の算定（p26～27）

2-2（2）【道路整備分野】（p36～39） 2-2（3）【道路利用分野】（p40～43）

2. 目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

検討の基本的な考え方

設定した目標を達成するための取組について、具体的な内容を記載します。取組の検討方法については、「道路脱炭素化推進計画策定マニュアル（解説）」2-2 計画に位置付ける施策例及び参考情報、等を参照してください。

なお、「道路管理分野」、「道路整備分野」、「道路利用分野」に分類して記載してください。

2.1 道路管理分野

道路管理分野の CO₂ 削減目標達成のための取組は、以下のとおりである。

2.1.1 道路関係車両の電動車化

(2030 年度までの取組)

2030 年度までにパトロールカーは●%、公用車は●%の電動車化を進める。

(2040 年度までの取組)

2040 年度までにパトロールカーは●%、公用車は●%の電動車化を進める。

表● 道路関係車両の電動車化

対象車種	2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2040 年度
パトロールカー	●%	●%	●%
公用車	●%	●%	●%
合計	●%	●%	●%

2.1.2 道路照明の LED 化

(2030 年度までの取組)

2030 年度までに道路照明およびトンネル照明の●%を LED 化する。

(2040 年度までの取組)

2040 年度までに道路照明およびトンネル照明の●%を LED 化する。

表● 道路照明およびトンネル照明の LED 化率

取組内容	2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2040 年度
道路照明 LED 化	●%	●%	●%
トンネル照明 LED 化	●%	●%	●%
合計	●%	●%	●%

2.1.3 再生可能エネルギー活用

(2030 年度までの取組)

2030 年度までに道路管理に使用する電力の再生可能エネルギー比率を●%にする。
なお、目標達成に向けては、再生可能エネルギーを活用した電力の調達に加えて、道路区域内に●箇所の太陽光発電施設の設置を進める。

(2040 年度までの取組)

2040 年度までに道路管理に使用する電力の再生可能エネルギー比率を●%にする。
なお、目標達成に向けては、再生可能エネルギーを活用した電力の調達に加えて、道路区域内に●箇所の太陽光発電施設の設置を進める。

表● 調達電力の再生可能エネルギー比率

2013 年度(基準年度)	2030 年度	2040 年度
●%	●%	●%

表● 道路区域内の太陽光発電設置箇所数

2013 年度(基準年度)	2030 年度	2040 年度
●箇所	●箇所	●箇所

検討のポイント

「道路管理分野」における取組として、「道路関係車両の電動化」、「道路照明の LED 化」、「再生可能エネルギー活用」については計画に位置づけることとします。(太陽光発電施設の設置は状況に応じて位置づけ)

なお、個別の取組に関する目標を設定する際は、各取組による削減量の合計が道路管理分野全体の目標削減量に達する様に設定してください。

マニュアル(解説)参照箇所

1-2 (4) 個別施策による CO₂ 削減量の算定 (p23~24)

2-2 (1) 【道路管理分野】(p31~35)

2.2 道路整備分野

道路整備分野の取組は、以下のとおりである。

2.2.1 ●●（取組名を記載）

（2030 年度までの取組）

●●（取組の概要を記載）

これにより、2030 年度までに●●（取り組む施策の指標）を●%とする。

（2040 年度までの取組）

さらに●●（取組の概要を記載）を進め、2040 年度までに●●（取り組む施策の指標）を●%とする。

表● 道路整備分野における施策の整備指標（再掲）

取組内容 ●●	●●（取り組む施策の指標）		
	2013 年度（基準年度） ●%	2030 年度 ●%	2040 年度 ●%

2.3 道路利用分野

道路利用分野の取組は、以下のとおりである。

2.3.1 ●●（取組名を記載）

（2030 年度までの取組）

●●（取組の概要を記載）

これにより、2030 年度までに●●（取り組む施策の指標）を●%とする。

（2040 年度までの取組）

さらに●●（取組の概要を記載）を進め、2040 年度までに●●（取り組む施策の指標）を●%とする。

表● 道路利用分野における施策の整備指標（再掲）

取組内容 ●●	●●（取り組む施策の指標）		
	2013 年度（基準年度） ●%	2030 年度 ●%	2040 年度 ●%

検討のポイント

1.2、1.3 で設定した個別施策の目標に対応する取組を記載してください。

マニュアル（解説）参照箇所

2-2（2）【道路整備分野】（p36～39） 2-2（3）【道路利用分野】（p40～43）

2.4 ロードマップ

検討の基本的な考え方
2.1 から 2.3 で設定した取組内容毎にロードマップを作成します。想定する進捗をなるべく詳細に分解して整理してください。

2.1 から 2.3 に記載した取組毎に、実施時期をロードマップとして示す。

表● ●●村の脱炭素化に係るロードマップ

取組分野	取組内容	2026 年度	2027 年度	～2030 年度	～2040 年度
道路管理分野	道路関係車両の電動化	導入計画検討	試行導入・検証		本格導入
	道路照明の LED 化	LED 道路照明への交換・導入			センサー照明の導入
	再生可能エネルギー活用	再エネ電源調達の入札要件検討	再エネ電力調達への移行		
		太陽光発電設備の設置検討	太陽光発電設備の設置・道路管理施設への電力供給		
道路整備分野	●●	導入計画検討	試行導入・検証		導入範囲拡大
道路利用分野	●●	●●の活用推進			●●活用環境の充実

3. その他計画の実施に関し必要な事項

検討の基本的な考え方

道路区域内に太陽光発電設備等の脱炭素化施設を設置する場合や、本計画に位置付けた各取組を道路協力団体の協力により実行する場合はその内容を記述してください。

3.1 脱炭素化施設等の設置

2.1.3に掲げた再生可能エネルギー活用を推進するため、民間等による道路占用制度を活用した脱炭素化施設等の設置を促進する。設置を想定している脱炭素化施設等及びその用途については、表●に示すとおりである。

表● 設置する脱炭素化施設等

施設	用途
太陽光発電設備	道路管理施設への電力供給

3.2 道路協力団体の協力

道路の脱炭素化の取組を推進するため、道路協力団体の協力を得て実施する。具体的な業務内容は以下のとおりである。

団体名：●●●●●協議会

業務内容：太陽光発電設備の管理・運営

検討のポイント

道路脱炭素化推進計画に記載する脱炭素化施設等は、道路法施行令第16条の2に規定するものが対象となり、設置する施設内容や用途、必要に応じて設置場所等を記載することが必要です。

道路協力団体の協力により実施可能な道路の脱炭素化に資する業務は、道路法第48条の61に規定する業務であり、これら業務内容や実施する団体の名称、必要に応じて業務を実施する区間等について道路協力団体の同意を得て記載することが必要です。

マニュアル本編参照箇所

3. その他計画の実施に必要な事項（p45～46）